

Journal of Intelligence Science in Local Research

編集委員会規程

令和5年11月29日

規程第36号

改正 令和6年2月28日規程第7号
令和7年2月26日規程第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、Journal of Intelligence Science in Local Research 規程（令和5年規程第35号）第4条の規定により設置される編集委員会について、必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 編集委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 先端地域科学研究所長
- (2) 先端地域科学研究所長が指名する教職員

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員を選任した先端地域科学研究所長の任期の終期までとする。

2 委員は、再任させることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 編集委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、先端地域科学研究所長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 委員長は、会務を総理し、編集委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員長は、編集委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

- 2 会議は、委員長が招集する。
- 3 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は関係者に対し、資料の提出等の協力を求めることができる。

(議事録)

第7条 編集委員会は、会議の議事録を作成し、保管するものとする。

(庶務)

第8条 編集委員会の庶務は、総務部研究・地域連携課において処理する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和5年11月29日から施行する。

附 則 (令和6年2月28日規程第7号)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年2月26日規程第3号)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。